

生活福祉資金貸付条件等 一覧

貸付対象世帯

次のいずれかに該当する世帯を対象とします。他からの借入が困難で、審査の結果償還が可能で自立が見込まれる世帯です。
低所得世帯：資金の貸付に合わせて必要な支援を受けることにより独立自立出来ると認められる世帯。
障害者世帯：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者。現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等これと同程度認められる者。
高齢者世帯：65歳以上の高齢者の属する低所得者世帯
 ※障害者世帯・高齢者世帯については、借り受ける資金がその世帯の障害者、高齢者のために利用される場合。
 ※上記に該当する場合でも、暴力団員や暴力団員が世帯に属している場合は対象となりません。

留意事項

- ①貸付は世帯を単位としています。
- ②他の貸付制度の活用が優先となります。
- ③原則として連帯保証人が必要です。
- ④相談・申込から返済が終了するまで、お住まいの地域を担当する民生委員が相談支援にあたります。
- ⑤緊急小口資金・総合支援資金・臨時特例つなぎ資金の申込みに際しては、原則として自立相談支援事業を利用することが要件となります。
- ⑥貸付決定までには審査があります。

資金名	資金の使途・目的	資金の種別	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	貸付利率	連帯保証人	
総合支援資金	・失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸し付けを行うことにより自立が見込まれる世帯 ・原則として法に基づく自立相談支援事業及び各関係機関による支援を継続的に受けることに同意していること	生活支援費	単身 月額15万円以内 2人以上 月額20万円以内	原則3ヶ月ごと 最長12ヶ月	最終貸付日から 6ヶ月以内	10年以内	無利子 ただし連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年1.5%	原則必要 ただし、いなくても貸付可	
		住宅入居費	40万円以内	—	貸付の日から6ヶ月以内				
		一時生活再建費	60万円以内	—	(生活支援費も借入している場合は生活支援費の最終貸付日から6ヶ月以内)				
福祉資金	・日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用 ※詳細については、各市町村社会福祉協議会にお問い合わせ下さい。	福祉費	生業を営むために必要な経費	460万円以内	—	貸付の日から 6ヶ月以内	無利子 ただし連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年1.5%	原則必要 ただし、いなくても貸付可	
			技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能修得期間により異なる 6月程度 130万円以内 1年程度 220万円以内 2年程度 400万円以内 3年程度 580万円以内	修学期間				8年以内
			住宅の増改築、補修等及び公営住宅野譲り受けに必要な経費	250万円以内	—				7年以内
			福祉用具等の購入に必要な経費	170万円以内	—				8年以内
			障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円以内	—				8年以内
			中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円以内	—				10年以内
			負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が 1年未満 170万円以内 1年以上1年6ヶ月以内 230万円以内	—				5年以内
			介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	サービスを受ける期間が 1年未満 170万円以内 1年以上1年6ヶ月以内 230万円以内	—				5年以内
			災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円以内	—				7年以内
			冠婚葬祭に必要な経費	50万円以内	—				3年以内
			住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円以内	—				3年以内
			就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円以内	—				3年以内
			その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円以内	—				3年以内
緊急小口資金	・原則として法に基づく自立相談支援事業及び各関係機関による支援を継続的に受けることに同意していること ・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用		10万円以内	—	貸付の日から2ヶ月以内	12ヶ月以内	無利子	不要	
東日本大震災により被災した低所得世帯で生活復興の際に必要な当面の生活費等	生活復興支援資金	一時生活支援費	単身 月額15万円以内 2人以上 月額20万円以内	原則3ヶ月 最長6ヶ月	最終貸付日から2年以内	20年以内 借入金額に応じて償還期間の目安あり	無利子 ただし連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年1.5%	原則必要 ただし、いなくても貸付可	
		生活再建費	80万円以内	—	貸付の日から2年以内				
		住宅補修費	250万円以内	—	(一時生活支援費も借入している場合は一時生活支援費の最終貸付日から2年以内)				
教育支援資金	・低所得世帯が学校教育法に規定される高校、大学または高専に修学するのに必要な経費	教育支援費	高校 月35,000円以内 高専 月60,000円以内 短大 月60,000円以内 大学 月65,000円以内 ※特に必要と認める場合に限り上記額の1.5倍	修学期間	卒業後6ヶ月以内	20年以内	無利子	世帯内で連帯借受人が必要	
		就学支度費	50万円以内	—					
不動産担保型生活資金	・一定の居住用不動産を有し、その住居に住み続けることを希望する高齢者世帯 ・土地の評価額が1,000万円以上であること	不動産担保型生活資金	土地の評価額の70% 月額 30万円以内	借受人の死亡までの期間または貸付元金元金が貸付限度額に達するまでの期間	契約終了後 3ヶ月以内	据置期間 終了時	年3% または長期プライムレートのいずれか低い利率	推定相続人の 中から選任	
	・一定の居住用不動産を有し、その住居を所有しまたは住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯 ・土地及び建物の評価額が概ね500万円以上であること	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	土地および建物の評価額の70% 月額 生活扶助額の1.5倍以内					不要	
臨時特例つなぎ資金	・住居のない離職者であり、公的給付または公的貸付の申請を受理されており生活に困窮している世帯 ・原則として法に基づく自立相談支援事業及び各関係機関による支援を継続的に受けることに同意していること		10万円以内	—	なし	公的給付または公的貸付後 ひと月以内 月賦償還可能	無利子	不要	